

2026年3月10日

(電子提供措置の開始日 2026年3月3日)

株 主 各 位

**第27期定時株主総会招集ご通知に際しての  
電子提供措置事項  
(法令及び定款に基づく交付書面記載省略分)**

法令及び当社定款第20条に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面への記載を省略しております。

1. 企業集団の現況に関する事項の以下の事項
  - (1) 財産及び損益の状況の推移
  - (2) 主要な事業内容
  - (3) 主要な事業所
  - (4) 従業員の状況
  - (5) 主要な借入先の状況
2. 会社の株式に関する事項の以下の事項
  - (1) 発行可能株式総数
  - (2) 発行済株式の総数
  - (3) 株主数
  - (4) 大株主
3. 会社の新株予約権等に関する事項の以下の事項
  - (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
  - (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況
  - (3) その他新株予約権等の状況

4. 会社役員に関する事項の以下の事項
  - (1) 責任限定契約の内容の概要
  - (2) 社外役員に関する事項
5. 会計監査人の状況の以下の事項
  - (1) 会計監査人の名称
  - (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
  - (3) 非監査業務の内容
  - (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
6. 会社の体制及び方針の以下の事項
  - (1) 業務の適正を確保するための体制
  - (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
  - (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針
  - (4) 会社の支配に関する基本方針
7. 連結計算書類の以下の事項
  - (1) 連結貸借対照表
  - (2) 連結損益計算書
  - (3) 連結株主資本等変動計算書
  - (4) 連結注記表
8. 計算書類の以下の事項
  - (1) 貸借対照表
  - (2) 損益計算書
  - (3) 株主資本等変動計算書
  - (4) 個別注記表
9. 監査報告書の以下の事項
  - (1) 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告
  - (2) 計算書類に係る会計監査人の監査報告
  - (3) 監査役会の監査報告

株式会社メタプラネット

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 財産及び損益の状況の推移

項目	期別 第24期 (2022年12月期)	第25期 (2023年12月期)	第26期 (2024年12月期)	第27期 (当連結会計年度) (2025年12月期)
売上高(百万円)	366	261	1,062	8,905
経常利益又は経常損失 (△)(百万円)	△836	△414	5,993	△96,141
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損 失(△)(百万円)	977	△683	4,439	△95,046
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失(△)(円)	17.10	△6.29	22.66	△131.34
総資産(百万円)	5,357	1,666	30,325	505,286
純資産(百万円)	617	1,152	16,965	458,592
1株当たり純資産額(円)	10.72	9.86	46.83	382.82

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(改正企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(改正企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)の適用に伴い、「財産及び損益の状況の推移」に記載されている第24期以降の数値については、当該会計基準等を適用した後の状況となっております。
4. 2025年2月18日開催の取締役会において、株式分割に係る議案が承認可決されており、株式分割の効力発生日(2025年4月1日)をもって1株を10株に株式分割を行ったため、第24期(2022年12月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算出しております。

(2) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

名称	区分に属する主要な事業内容
ビットコイン関連事業	ビットコイン関連事業
ホテル事業	ホテルの運営事業

(3) 主要な事業所 (2025年12月31日現在)

本社 東京都港区六本木六丁目10番1号  
事業所 東京都品川区西五反田一丁目9番3号

(4) 従業員の状況 (2025年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
ビットコイン関連事業	8 (-) 名	8 名
ホテル事業	11 (-) 名	△1 名
全社	16 (-) 名	11 名
合計	35 (-) 名	18 名

(注) 従業員数は就業員数であり、アルバイト等の臨時雇用者数は ( ) 内に派遣社員を除いた年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
16 (-) 名	11 名	48.9 歳	0.8 年

(注) 従業員数は就業員数であり、アルバイト等の臨時雇用者数は ( ) 内に派遣社員を除いた年間の平均人員を外数で記載しております。

(5) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

当社グループは、当連結会計年度において、クレジット・ファシリティ契約に基づき、以下のとおり借入れを実行しました。

借入実行日	借入の総額
2025年10月29日	30百万米ドル
2025年10月30日	70百万米ドル
2025年11月22日	130百万米ドル
2025年12月1日	50百万米ドル

(注) 1. 当社グループの裁量により、いつでも返済が可能です。  
2. 当社グループ保有ビットコインを担保として差し入れております。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2025年12月31日現在)

### (1) 発行可能株式総数

(単位：株)

種類	発行可能株式総数
普通株式	2,723,000,000
A種種類株式	555,000,000
B種種類株式	555,000,000
合計	3,833,000,000

### (2) 発行済株式の総数

(単位：株)

種類	発行済株式の総数
普通株式	1,142,248,029
B種種類株式	23,610,000
合計	1,165,858,029

(注) 普通株式において、発行済株式の総数は自己株式(26,311株)を控除しております。

### (3) 株主数

普通株式 216,544名  
B種種類株式 6名

### (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
	普通株式	
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	152,369,293	13.34
CLEARSTREAM BANKING S. A.	100,973,990	8.84
NATIONAL FINANCIAL SERVICES LLC	97,706,094	8.55
CHARLES SCHWAB FBO CUSTOMER	83,328,977	7.30
INTERACTIVE BROKERS LLC	43,706,915	3.83
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY	29,823,950	2.61
MORGAN STANLEY SMITH BARNEY LLC CLIENTS FULLY PAID SEG ACCOUNT	20,184,874	1.77
EUROCLEAR Bank S. A. /N. V.	19,632,432	1.72
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	16,516,216	1.45
GEROVICH SIMON	15,555,500	1.36

(注) 1. 持株比率は自己株式(26,311株)を控除して計算しております。  
2. B種種類株式には、株主総会における議決権はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等の状況

#### ① 【ストックオプション制度の内容】

##### ・第10回新株予約権

決議年月日	2022年12月28日取締役会決議 2023年2月7日臨時株主総会承認
付与対象者の区分及び人数(名)※	当社取締役 2 当社従業員 3
新株予約権の数(個)※	当社取締役 336,000 当社従業員 124,000 総数 460,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)※	105,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 46,000,000
新株予約権の払込金額(円)※	1個あたり金 18
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	468,280,000 内訳： 新株予約権の発行に際して払込まれる額： 8,280,000 新株予約権の行使に際して払込まれる額： 460,000,000
新株予約権の行使期間※	2026年2月8日(当日を含む。)から 2033年2月7日(当日を含む。)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 10 資本組入額 5 下記(注)7.参照。
新株予約権の行使の条件※	下記(注)4.参照。
新株予約権の譲渡に関する事項※	下記(注)8.参照。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	該当事項はありません。

※ 当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在にかかる記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法

新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
- (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は46,000,000株（本新株予約権1個あたり100株（以下、「割当株式数」という。）とする。

なお、本新株予約権の割当日の翌日以降に当社の完全希薄化後発行済株式総数（以下に定義する。）が変動する場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝新完全希薄化後発行済株式総数×0.2

「完全希薄化後発行済株式総数」とは、当社の発行済株式総数に当社が発行し残存している取得請求権付株式、取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）であってその取得と引換えに当社普通株式を交付する旨の定めがあるもの及び当社普通株式の交付を請求できる新株予約権付社債その他の証券若しくは権利（本新株予約権を除く。）の目的となる当社普通株式の総数を加えたものをいう。

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

## 2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- (2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する株式当社普通株式を処分することをいう。（以下同じ））する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、10円とする。

## 3. 行使価額の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額×
$$\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

## 4. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 本新株予約権にかかる新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、以下に掲げる各期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各期間につき以下に掲げる割合を限度として（ただし、発行会社の取締役会の決議による承認を得た場合はこの限りではなく、またかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じた場合には、かかる端数を切り捨てる。）本新株予約権を行使することができる。

① 2026年2月8日から2027年2月7日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の数の1/3まで

② 2027年2月8日から2028年2月7日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の数の2/3まで

③ 2028年2月8日から本新株予約権の行使期間の終期まで

当該本新株予約権者が保有するすべての本新株予約権

## 5. 新株予約権の取得事由及び取得の条件

当社は、本新株予約権者につき以下の事由が生じた場合は、当該本新株予約権が保有する全て

の本新株予約権を、1個当たり、①当該取得の対象となる本新株予約権の数（以下「取得対象新株予約権数」という。）が第12項第2号に従い行使が未だ可能となっていない当該本新株予約権者の保有する本新株予約権の数（以下「行使不能新株予約権数」という。）以下の場合には無償、②取得対象新株予約権数が行使不能新株予約権数を超過する場合には12.6円（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で取得する。

(1) 当該本新株予約権者が当社またはその子会社（以下「発行会社等」という。）の取締役、監査役または従業員ではなくなったとき。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合を除く。

(2) 当該本新株予約権につき以下の事由があったとき。

① 法令または発行会社等の内部規定に対する重大な違反行為

② 禁錮以上の刑に処せられた場合

③ 当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合

#### 6. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

#### 7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

#### 8. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 9. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第11項に定める行使請求期間中に第19項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければならない。

(2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

#### 10. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

#### 11. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

・第18回新株予約権

決議年月日	2025年4月11日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 9 当社監査役 3 当社従業員及び当社子会社従業員 22
新株予約権の数（個）※	当社取締役 20,500 当社監査役 4,500 当社従業員及び当社子会社従業員 20,750
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	該当なし
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 4,575,000
新株予約権の払込金額（円）※	1個あたり金 160
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	480,375,000 下記（注）2．参照。
新株予約権の行使期間 ※	2026年4月1日（当日を含む。）から 2036年3月31日（当日を含む。）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	下記（注）4．参照。
新株予約権の行使の条件 ※	下記（注）3．参照。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	下記（注）5．参照。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	下記（注）6．参照。

※ 当事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年2月28日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在にかかる記載を省略しております。

（注）1．新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の目的である株式の総数は4,575,000株（本新株予約権1個あたり100株（以下、「割当株式数」という。）とする。

なお、割当株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、

これを切り捨てるものとする。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×分割（または併合）の比率

本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

2. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、105円とする（参考：2024年の平均株価102.6円（2025年4月1日付10分割による調整後））。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の一部行使はできない。
- ② 本新株予約権にかかる新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、以下に掲げる各期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各期間につき以下に掲げる割合を限度として（ただし、発行会社の取締役会の決議による承認を得た場合はこの限りではなく、またかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の数に1円未満の端数が生じた場合には、かかる端数を切り捨てる。）本新株予約権を行使することができる。

ア 2026年4月1日から2027年3月31日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の数の1/3まで

イ 2027年4月1日から2028年3月31日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の数の2/3まで

ウ 2028年4月1日から本新株予約権の行使期間の終期まで

当該本新株予約権者が保有するすべての本新株予約権

4. 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

5. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

- ① 当社が吸収合併（会社法第2条第27号）、新設合併（同条第29号）、株式交換（同条第32号）、株式移転（同条第34号）または会社分割（同条第38号）等の組織再編行為を行う場合、本新株予約権については、会社法第236条、第238条および第239条の規定に従い、存続会社、新設会社または完全親会社（以下「再編後会社」という）の新株予約権を交付するものとする。
- ② 前項に基づき交付される再編後会社の新株予約権の内容は、以下の基準に従って定めるものとする。
  - ア 行使価格：本新株予約権の行使価格を、当該組織再編の比率等を考慮し適切に調整した価格とする。
  - イ 行使期間：本新株予約権の行使期間の残存期間を考慮し、合理的な範囲内で設定する。
  - ウ その他の条件：再編後会社の決定に基づき、本新株予約権の趣旨を損なわない範囲で適切に調整する。

・第19回新株予約権

決議年月日	2025年5月9日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数（名）※	総数 2
新株予約権の数（個）※	総数 36,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	該当なし
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 3,600,000
新株予約権の払込金額（円）※	1個あたり金 255
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	378,000,000 下記（注）1．参照。
新株予約権の行使期間 ※	2026年4月1日（当日を含む。）から 2036年3月31日（当日を含む。）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	下記（注）3．参照。
新株予約権の行使の条件 ※	下記（注）2．参照。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	下記（注）5．参照。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	下記（注）6．参照。

※ 当事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年2月28日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在にかかる記載を省略しております。

（注）1．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその1株当たりの金額（行使価額）

378,000,000円（1株あたり105円）

本新株予約権の割当日後、発行会社が株式分割（発行会社の普通株式の無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

2．新株予約権の行使の条件

- (1) 1個の本新株予約権の一部のみの行使はできない。
- (2) 本新株予約権にかかる新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、以下に掲げる各期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各期間につき以下に掲げる割合を限度として（但し、発行会社の取締役会の決議による承認を得

た場合はこの限りではなく、またかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じた場合には、かかる端数を切り捨てる。)本新株予約権を行使することができる。

- ① 2026年4月1日から2027年3月31日  
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の数の1/3まで
- ② 2027年4月1日から2028年3月31日  
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の数の2/3まで
- ③ 2028年4月1日から本新株予約権の行使期間の終期まで  
当該本新株予約権者が保有するすべての本新株予約権

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

4. 新株予約権の取得に関する事項

当社は、本新株予約権者につき以下の事由が生じた場合は、当該本新株予約権者が保有する全ての本新株予約権を、1個当たり無償で取得する。

- ① 発行会社のストラテジック・ボード・オブ・アドバイザーズのメンバーではなくなった場合
- ② 法令に対する重大な違反行為
- ③ 禁錮以上の刑に処せられた場合
- ④ 発行会社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合

5. 新株予約権の譲渡制限

割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要するものとする。

6. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

- (1) 当社が吸収合併(会社法第2条第27号)、新設合併(同条第29号)、株式交換(同条第32号)、株式移転(同条第34号)または会社分割(同条第38号)等の組織再編行為を行う場合、本新株予約権については、会社法第236条、第238条および第239条の規定に従い、存続会社、新設会社または完全親会社(以下「再編後会社」という)の新株予約権を交付するものとする。
- (2) 前項に基づき交付される再編後会社の新株予約権の内容は、以下の基準に従って定めるものとする。
  - ① 行使価格: 本新株予約権の行使価格を、当該組織再編の比率等を考慮し適切に調整した価格とする。
  - ② 行使期間: 本新株予約権の行使期間の残存期間を考慮し、合理的な範囲内で設定

する。

- ③ その他の条件：再編後会社の決定に基づき、本新株予約権の趣旨を損なわない範囲で適切に調整する。

#### 7. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社の代表取締役に一任する。

②【その他の新株予約権等の状況】

・第12回新株予約権

決議年月日	2024年11月28日取締役会決議	
新株予約権の数(個)※	EVO FUND 総数	29,000 29,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式	2,900,000
新株予約権の払込金額(円)※	1個あたり金	614
新株予約権の発行時の払込金額(円)※	17,806,000	
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	9,535,200,000	
新株予約権の行使期間※	2024年12月17日(当日を含む。)から2025年6月16日	
新株予約権の行使の条件※	下記(注)2. 3. 及び4. 参照。	
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	該当事項はありません。	

※ 新株予約権の付与時(2024年12月26日)における内容を記載しております。なお、本新株予約権は、当事業年度の末日(2025年12月31日)までに全て行使されております。

(注) 1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、3,288円とする。

2. 行使価額の修正

- (1) 行使価額は、2025年1月7日以降(当日を含む)に初回の修正がされ、以後1取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)が経過する毎に修正される(以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。)。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、修正日に先立つ11連続取引日(以下「価格算定期間」という。)の各取引日(但し、売買高加重平均価格(VWAP)が存在しない日を除く。)において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値の97%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額(但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも売買高加重平均価格(VWAP)が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。また、いずれかの価格算定期間内の取引日に第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)は当該事由を勘案して調整される。
- (2) 「下限行使価額」は当初1,500円とする。下限行使価額は第11項の規定を準用して調整される。

### 3. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額でもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を

条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 1円未満の端数を四捨五入する。
  - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、1円未満の端数を四捨五入する。
  - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第2項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
4. その他の本新株予約権の行使の条件  
本新株予約権の一部行使はできない。

- ・第三者割当による第13回乃至第17回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）

決議年月日	2025年1月28日取締役会決議														
新株予約権の数（個）※	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">EVO FUND</td> <td style="text-align: right;">210,000</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第13回新株予約権</td> <td style="text-align: right;">42,000</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第14回新株予約権</td> <td style="text-align: right;">42,000</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第15回新株予約権</td> <td style="text-align: right;">42,000</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第16回新株予約権</td> <td style="text-align: right;">42,000</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第17回新株予約権</td> <td style="text-align: right;">42,000</td> </tr> <tr> <td>総数</td> <td style="text-align: right;">210,000</td> </tr> </table>	EVO FUND	210,000	第13回新株予約権	42,000	第14回新株予約権	42,000	第15回新株予約権	42,000	第16回新株予約権	42,000	第17回新株予約権	42,000	総数	210,000
EVO FUND	210,000														
第13回新株予約権	42,000														
第14回新株予約権	42,000														
第15回新株予約権	42,000														
第16回新株予約権	42,000														
第17回新株予約権	42,000														
総数	210,000														
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 21,000,000														
新株予約権の払込金額（円）※	1個あたり金 363														
新株予約権の発行時の払込金額（円）※	76,230,000														
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1個あたり金 5,555 116,655,000,000														
新株予約権の行使期間 ※	2025年2月18日（当日を含む。）から 2027年2月17日														
新株予約権の行使の条件 ※	下記（注）2、3及び4. 参照。														
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。														
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	該当事項はありません。														

※ 新株予約権の付与時（2025年2月17日）における内容を記載しております。なお、本新株予約権は、当事業年度の末日（2025年12月31日）までに全て行使されております。

（注）1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- （1） 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- （2） 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、5,555円とする。

2. 行使価額の修正

- （1） 行使価額は、2025年2月17日以降（当日を含む）に初回の修正がされ、以後1取引日

(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。))において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)が経過する毎に修正される(以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。)。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、修正日の直前取引日(以下「価格算定日」という。))において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額(但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。))を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。但し、価格算定日において終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。また、価格算定日において第3項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。

- (2) 「下限行使価額」は当初2,555円とする。下限行使価額は第3項の規定を準用して調整される。

### 3. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。))をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
  - ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
  - ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場

合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利（但し、第13回新株予約権、第14回新株予約権、第15回新株予約権、第16回新株予約権及び第17回新株予約権の、当該他の新株予約権を除く。）を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式のp交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}} \div \text{調整後行使価額}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式

中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 1円未満の端数を四捨五入する。
  - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、1円未満の端数を四捨五入する。
  - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第2項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

#### 4. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

・第三者割当による第20回乃至第22回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）

決議年月日	2025年6月6日取締役会決議	
新株予約権の数（個）※	EVO FUND	5,550,000
	第20回新株予約権	1,850,000
	第21回新株予約権	1,850,000
	第22回新株予約権	1,850,000
	総数	5,550,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式	555,000,000
新株予約権の払込金額（円）※	1個あたり金	
	第20回新株予約権	114
	第21回新株予約権	99
	第22回新株予約権	89
新株予約権の発行時の払込金額（円）※	558,700,000	
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1個あたり金	1,388
	770,340,000,000	
新株予約権の行使期間 ※	2025年6月24日（当日を含む。）から 2027年6月23日	
新株予約権の行使の条件 ※	下記（注）2、3及び4．参照。	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	該当事項はありません。	

※ 新株予約権の付与時（2025年6月23日）における内容を記載しております。なお、2025年11月20日開催の取締役会において、残存する本新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちにその全部を消却することを決議し、2025年12月8日付で取得及びその全部を消却いたしました。

（注）1．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- （1） 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- （2） 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、1,388円とする。

## 2. 行使価額の修正

- (1) 行使価額は、割当日の2取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）後（当日を含む。）に初回の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正される（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。）。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、修正日に先立つ3連続取引日（以下「価格算定期間」という。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除く。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値に100%を乗じた金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。なお、いずれかの価格算定期間内の取引日において第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。
- (2) 本項第(1)号にかかわらず、当社株主総会の基準日等、株式会社証券保管振替機構の手上的理由により本新株予約権の行使ができない日の1取引日前（当日を含む。）から当該基準日（当日を含む。）までの期間（株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間）においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合は当該基準日の2取引日後（当日を含む。）以降、3取引日が経過する毎に、本項第(1)号に準じて行使価額は修正される。
- (3) 「下限行使価額」は当初777円とする。下限行使価額は第3項の規定を準用して調整される。

## 3. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数}}{\text{時価}} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
  - ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられ

- ているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利（但し、第10回新株予約権、第18回新株予約権、第19回新株予約権、第21回新株予約権及び第22回新株予約権を除く。）を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までには本新株予

約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額})}{\text{調整後行使価額}} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
  - ① 1円未満の端数を四捨五入する。
  - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、1円未満の端数を四捨五入する。
  - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
  - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。

- (7) 第2項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

4. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

※ 第21回新株予約権

(注) 1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、1,388円とする。

2. 行使価額の修正

- (1) 行使価額は、割当日の2取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）後（当日を含む。）に初回の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正される（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。）。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、修正日に先立つ3連続取引日（以下「価格算定期間」という。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除く。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値に101%を乗じた金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも〔修正日の直前取引日において〕終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。なお、いずれかの価格算定期間内の取引日において第3項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。
- (2) 本項第(1)号にかかわらず、当社株主総会の基準日等、株式会社証券保管振替機構の事務上の理由により本新株予約権の行使ができない日の1取引日前（当日を含む。）から当該基準日（当日を含む。）までの期間（株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間）においては、行使価額の修正は行わ

ないものとし、その場合は当該基準日の2取引日後（当日を含む。）以降、3取引日が経過する毎に、本項第(1)号に準じて行使価額は修正される。

- (3) 「下限行使価額」は当初777円とする。下限行使価額は第3項の規定を準用して調整される。

### 3. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利（但し、第10回新株予約権、第18回新株予約権、第19回新株予約権、第20回新株予約権及び第22回新株予約権を除く。）を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）

の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額でもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 1円未満の端数を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、1円未満の端数を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、

また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

#### 4. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

#### ※ 第22回新株予約権

(注) 1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、1,388円とする。

#### 2. 行使価額の修正

- (1) 行使価額は、割当日の2取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）後（当日を含む。）に初回の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正される（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。）。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、修正日に先立つ3連続取引日（以下「価格算定期間」という。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除く。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値に102%を乗じた金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。なお、いずれかの価格算定期間の取引日において第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。
- (2) 本項第(1)号にかかわらず、当社株主総会の基準日等、株式会社証券保管振替機構の手上的理由により本新株予約権の行使ができない日の1取引日前（当日を含む。）から当該基準日（当日を含む。）までの期間（株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間）においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合は当該基準日の2取引日後（当日を含む。）以降、3取引日が経過する毎に、本項第(1)号に準じて行使価額は修正される。
- (3) 「下限行使価額」は当初777円とする。下限行使価額は第3項の規定を準用して調整される。

### 3. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、ま

た、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利（但し、第10回新株予約権、第18回新株予約権、第19回新株予約権、第20回新株予約権及び第21回新株予約権を除く。）を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交

付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 1円未満の端数を四捨五入する。
  - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、1円未満の端数を四捨五入する。
  - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第2項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社

は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

4. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

・第三者割当による第23回乃至第24回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）（リファイナンス）

決議年月日	2025年11月20日取締役会決議	
新株予約権の数（個）※	EVO FUND	2,100,000
	第23回新株予約権	1,050,000
	第24回新株予約権	1,050,000
	総数	2,100,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式	210,000,000
新株予約権の払込金額（円）※	1個あたり金	
	第23回新株予約権	23
	第24回新株予約権	14
新株予約権の発行時の払込金額（円）※	38,850,000	
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1個あたり金	
	第23回新株予約権	637
	66,909,150,000	
	第24回新株予約権	777
	81,599,700,000	
新株予約権の行使期間 ※	2026年1月5日（当日を含む。）から 2027年12月8日	
新株予約権の行使の条件 ※	下記（注）2、3及び4．参照。	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社取締役会による承認を要すること等を規定する本買取契約を締結。 本新株予約権の譲渡に関し当社の取締役会による事前承認を要する旨の譲渡制限が付される。そのため、当社の事前承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡はされない。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	該当事項はありません。	

※ 当事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年2月28日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在にかかる記載を省略しております。

※ 第23回新株予約権

（注）1．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

（1）本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額

(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という)は、当初、637円とする。

## 2. 行使価額の修正

- (1) 行使価額は、2026年1月6日に初回の修正がされ、以後1取引日が経過する毎に修正される。かかる修正条項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、修正日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。但し、修正日の直前取引日において終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。また、修正日の直前取引日において本欄第3項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、修正日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。
- (2) 本項第(1)号にかかわらず、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日(当日を含む。)から当該株主確定日等(当日を含む。)までの、株式会社証券保管振替機構の手続上の理由により株主確定期間及び当該株主確定期間の末日の1取引日後においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後(当日を含む。)の日とし、当該日以降、1取引日が経過する毎に、本項第(1)号に準じて行使価額は修正される。
- (3) 「下限行使価額」は当初637円とする。下限行使価額は第3項の規定を準用して調整される。

## 3. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権

若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利(但し、第10回新株予約権、第18回新株予約権、第19回新株予約権及び第24回新株予約権を除く。)を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、

調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
  - ① 1円未満の端数を四捨五入する。
  - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、1円未満の端数を四捨五入する。
  - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
  - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適

用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。

- (7) 本欄第2項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

#### 4. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

### ※ 第24回新株予約権

#### (注) 1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、777円とする。

#### 2. 行使価額の修正

- (1) 行使価額は、2026年1月6日に初回の修正がされ、以後1取引日が経過する毎に修正される。かかる修正条項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、修正日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。但し、修正日の直前取引日において終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。また、修正日の直前取引日において本欄第3項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、修正日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。
- (2) 本項第(1)号にかかわらず、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日（当日を含む。）から当該株主確定日等（当日を含む。）までの、株式会社証券保管振替機構の事務上の理由により株主確定期間及び当該株主確定期間の末日の1取引日後においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後（当日を含む。）の日とし、当該日以降、1取引日が経過する毎に、本項第(1)号に準じて行使価額は修正される。

- (3) 「下限行使価額」は当初777円とする。下限行使価額は第3項の規定を準用して調整される。

### 3. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
  - ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
  - ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利（但し、第10回新株予約権、第18回新株予約権、第19回新株予約権及び第24回新株予約権を除く。）を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以

降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 1円未満の端数を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、1円未満の端数を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日にお

ける当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 本欄第3項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
4. その他の本新株予約権の行使の条件
- 各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役ドリュー・エドワーズ氏、取締役桑島 浩彰氏、取締役マーク・ユスコ氏、取締役タイラー・エヴァンス氏、取締役ベンジャミン・ツァイ氏、取締役衛藤 バタラ氏、取締役リチャード・キンケイド氏及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

- ・取締役及び監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

##### (2) 社外役員に関する事項

###### ① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先は、第27期定時株主総会招集ご通知 事業報告 2. 会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役に関する事項 (2025年12月31日現在)に記載のとおりであります。

重要な兼職先と当社との間に、開示すべき特別な関係はありません。

###### ② 当事業年度における主な活動状況

会社における地位	社外取締役及び社外監査役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 ドリュー・エドワーズ	当事業年度開催の取締役会53回のうち52回に出席いたしました。日本株に投資する株式ファンド長年にわたり率いてきた経験より、日本企業への投資による豊富な経験と知見から、議案、審議等につき必要な助言を適宜行っております。
社外取締役 桑島 浩彰	当事業年度開催の取締役会53回のうち52回に出席いたしました。企業経営及び学術分野において20年以上にわたる豊富な経験と知見から、議案、審議等につき必要な助言を適宜行っております。
社外取締役 マーク・ユスコ	当事業年度開催の取締役会53回のうち51回に出席いたしました。経済動向に対する洞察力と、ビットコインおよびその他の暗号通貨を多様化した投資戦略の一部として推奨する姿勢は、日本企業への投資による豊富な経験と知見から、議案、審議等につき必要な助言を適宜行っております。
社外取締役 タイラー・エヴァンス	当事業年度開催の取締役会53回のうち全てに出席いたしました。ビットコイン及び資産管理分野での重要な貢献とリーダーシップがあり、ビットコイン業界に関する深い知識と戦略的ビジョンは、当社の取締役会にとって非常に貴重なものとなると期待されています。
社外取締役 ベンジャミン・ツァイ	当事業年度開催の取締役会53回のうち全てに出席いたしました。金融及びデジタル資産分野での豊富な経験とリーダーシップがあり、戦略的ビジョンと包括的な業界経験は、当社の取締役会にとって非常に貴重なものとなることが期待されています。

会社における地位	社外取締役及び社外監査役に期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役 衛藤 バタラ	当事業年度開催の取締役会53回のうち52回に出席いたしました。インドネシアと日本のスタートアップを支援するトップベンチャーキャピタル企業である East Ventures でのリーダーシップは、技術進歩を推進するための戦略的ビジョンと専門知識をさらに強調しています。豊富な経験と洞察力は、議案、審議等につき必要な助言を適宜行っております。
社外取締役 リチャード・キンケイド	2025年3月24日就任以降、当事業年度開催の取締役会44回のうち全てに出席いたしました。金融分野での豊富な経験とリーダーシップ、上場企業での取締役経験があり、当社の上場企業としてのガバナンスや取締役会の運営に適任であると考え、今後当社のコーポレート・ガバナンス強化に寄与しております。豊富な経験と洞察力は、議案、審議等につき必要な助言を適宜行っております。
社外監査役 高桑 昌也	当事業年度開催の取締役会53回のうち50回及び監査役会11回のうち全てに出席いたしました。財務及び会計に関する豊富な経験と知見をもとに、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜必要な助言を行っております。
社外監査役 大橋 俊明	当事業年度開催の取締役会53回のうち50回及び監査役会11回のうち全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な助言を行っております。
社外監査役 保田 志穂	当事業年度開催の取締役会53回のうち50回及び監査役会11回のうち全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な助言を行っております。

- ③ 当社親会社及び親会社の子会社から役員として受けた報酬等の総額  
該当する事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 監査法人やまぶき

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額			当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
会計監査人	監査業務	非監査業務	
監査法人やまぶき	78百万円	8百万円	86百万円
計	78百万円	8百万円	86百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、監査業務に係る報酬額についてはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額についての同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

海外募集による新株式発行に伴うコンフォートレター作成業務であります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案することを審議いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての内容の概要は、次のとおりであります。

- ① 当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために以下のような取り組みを行っており、今後ともこれに係る体制の整備を図っていくものとする。
  - a. 当社の取締役は、高い倫理観をもち、法令及び定款その他社内規程の遵守はもとより、経営の健全性と透明性を高めるための体制の構築について率先して行動を行い、当社及び当社グループの構成員に向けて適切な指揮、指導を行う。
  - b. 当社の取締役により構成される取締役会は、当社所定の「取締役会規則」に基づき、法令及び定款に基づいた適正な運営を行う。
  - c. 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、これらの活動を助言しないこととしている。この基本的な考え方を業務規程の反社会的勢力対応規程に明記し、当社はじめグループ各社役職員に周知徹底するとともに、平素から関係行政機関、警察及び弁護士等専門機関との連携を深め、情報収集に努めている。また、万が一反社会的勢力から脅威を受けたり被害を受けるおそれのある場合には、組織全体として速やかに対処できる体制を構築している。
- ② 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために以下のような取り組みを行っており、今後ともこれに係る体制の整備を図っていくものとする。
  - a. 当社は、社長直轄の内部監査人を設け、内部監査担当者及び監査役と協力し内部監査の強化を図っております。  
内部監査人は、当社の内部監査システムにおいて、コンプライアンス及び内部統制の観点から、モニタリング、指導、助言を行う重要な機能を担う。内部監査人は、当社所定の「内部監査規程」に基づき、年度スケジュールにしたがって子会社を含めた各部署の内部監査を実施し、法令及び定款その他社内規程等の遵守についての指導を継続的に行い、コンプライアンス及び内部統制が組織として機能していることの検証を実践する。
  - b. コンプライアンス及び内部統制に係る業務指針となる社内規程については、関係法令の改正などに合わせ随時加筆修正を行う。
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る重要文書等の情報の取り扱いは、取締役1名を担当責任者とし、「文書管理規程」「情報管理規程」等の社内規程に従い、適切に保存及び管理を行うものとする。  
また、当該業務を内部監査部門による内部監査の対象とし、業務の適正性確保のための継続的なモニタリングを行うものとする。

- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、事業活動に伴う様々なリスクへの対応について、以下のような取り組みを行っており、今後ともこれに係る体制の整備を図っていくものとする。
- a. 社内規程等において、取締役及び使用人が適正なリスク管理の考え方に基づく行動をとるよう定め、これの遵守状況を内部監査人が監視、監督する体制を構築する。
  - b. 重要なリスク情報は、月1回の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会に報告される。また、取締役ほか幹部社員で構成される幹部会においても、リスク情報について情報交換及び議論を行うことにより、リスク管理体制の強化を図る。
  - c. 会社法務等実績ある法律事務所と顧問契約を結び、随時法律顧問として法律問題全般にわたりアドバイスを適時受けられる体制を設ける。
- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、重要な経営課題にあたって、取締役会における議論に先立ち、幹部社員で構成される幹部会などを通じて活発に意見交換を行うなど、現場の業務執行について経営陣が迅速に情報共有、意思決定を行うことのできる体制の整備を図っていくものとする。
- ⑥ 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社及びグループ会社における内部統制システムを構築し、当社及びグループ会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化等を効率的に行われる体制を整備する。また、グループ会社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見し是正することを目的として、内部通報制度の範囲をグループ会社全体とする。
- a. 当社は、子会社等に対する全般的な管理方針、管理組織について「関係会社管理規程」として定め、これに従って子会社等に関する業務の円滑化及び管理の適正化を図る。
  - b. 当社所定の内部監査について、子会社を監査対象として含め、当社同様の内部監査体制を整備する。
  - c. 当社監査役は、定期的なヒアリング、重要な会議への出席などにより、子会社の業務執行に係る厳正な監査を行う。
  - d. 子会社及び関連会社を集めた月次の関連会社会議を開催し、会計情報のほか、事業の概況及び展望についての情報共有に努める。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項  
当社は、現在、監査役がその職務を補助する使用人を置いていないが、今後以下の方針により、当該使用人の設置を検討する。
- a. 監査役が監査業務を遂行するにあたって、その職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、当社は、その妥当性を考慮した上で、これを置くことを認める。
  - b. 上記の場合に、監査役が指定する補助すべき期間中、指名された使用人への指揮権ほか、当該使用人の処遇、待遇等に係る権限を監査役会に委譲するものとし、当該使用人は取締役の指揮命令を受けない。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役機能の重要性を強く認識し、当社の業務執行について厳正な監査を実施すべく、以下の取り組みを通じて、社内的重要事項についての報告を受けるべき体制の整備を図っていくものとする。

- a. 監査役は、全ての取締役会及び重要な会議に随時出席し、また必要に応じて各取締役とのヒアリングを実施することにより、取締役会及び各取締役の職務執行について随時報告及び情報提供を受ける。
- b. 監査役は、会計監査人と、毎年の監査スケジュールに合わせて定期的に意見交換を行うなど、重要な会計方針、会計基準及びその変更など、会計上の重要な課題について随時報告及び情報提供を受ける。
- c. 監査役は、内部監査部門と内部統制システムに係る活動状況について、適宜意見交換、情報共有を行い連携を図る。
- d. 監査役のうち1名は常勤とし、日常の業務運営の中で適宜使用人から重要事項の報告を受け付ける。
- e. 上記のほか、取締役及び使用人は、各監査役の要請に応じて、経営上の課題、重大なリスク、子会社に関する重大な事項、重要な会議議事録その他の業務文書等について随時報告及び情報提供を行うものとする。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役との対応につき、管理部を所管部門とし、業務運営の状況、重要事項の報告等、緊密に連絡を行うことにより、監査役の円滑な監査業務遂行をサポートするものとする。

当社は、今後とも監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役と監査役とが適宜意見交換を行うなどして、必要な環境の整備を図っていくものとする。

- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

- ・取締役会につきましては、毎月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当事業年度において計53回開催いたしました。取締役会では、経営上の重要事項について意思決定を行うとともに、事業活動に伴うリスク等に関する情報を共有し、グループ全体の業務執行状況の監視・監督の役割を適切に果たしております。
- ・監査役会につきましては、監査役監査の他、管理職者との面談や取締役会への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンス体制の監視・監督を行っております。また、内部監査人及び監査法人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間で情報共有を行うなど連携を図っております。
- ・当社は、独立した内部監査部門として、社長直属の内部監査人を配置しております。内部監査人は、年度スケジュールに従って子会社を含めた各部署の内部監査を実施し、法令及び社内規程等の遵守についての指導を継続して行っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な政策の一つと認識しており、収益力の向上・財務体質の改善を図りながら長期的かつ安定した配当及び利益還元をおこなうことを基本方針としております。

配当の決定機関及び回数につきましては、株主総会の決議により期末において年1回実施することを基本方針とし、業績等に応じて、取締役会の決議により中間配当を実施することとしております。

当期の配当につきましては、上記基本方針に基づき無配とすることを決定いたしました。内部留保資金につきましては、有効投資してまいります。

(4) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について特に定めておりません。

## 7. 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	<b>【18,168】</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>【45,841】</b>
現金及び預金	2,552	短期借入金	43,836
売掛金	33	未払法人税等	416
USDコイン	14,892	その他	1,588
預け金	370	<b>【固定負債】</b>	<b>【852】</b>
その他	319	退職給付に係る負債	7
<b>【固定資産】</b>	<b>【484,120】</b>	繰延税金負債	454
(有形固定資産)	(992)	その他	391
建物及び構築物(純額)	91	負債合計	46,694
土地	866	純資産の部	
その他(純額)	35	<b>【株主資本】</b>	<b>【439,225】</b>
(無形固定資産)	(1,512)	(資本金)	(0)
その他	1,512	(資本剰余金)	(525,419)
(投資その他の資産)	(481,614)	(利益剰余金)	(△86,186)
ビットコイン	481,485	(自己株式)	(△7)
繰延税金資産	4	<b>【その他の包括利益累計額】</b>	<b>【19,303】</b>
その他	123	為替換算調整勘定	(19,303)
<b>【繰延資産】</b>	<b>【2,997】</b>	<b>【新株予約権】</b>	<b>【63】</b>
株式交付費	2,997	純資産合計	458,592
資産合計	505,286	負債・純資産合計	505,286

(注) 金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

( 2025年1月1日から  
2025年12月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
ビットコインデリバティブ実現損益	477	
ビットコインデリバティブに係る受取オプション料	7,976	
その他ビットコイン関連売上	14	
ホテル売上	436	8,905
売上原価		84
売上総利益		8,820
販売費及び一般管理費		2,533
営業利益		6,287
営業外収益		
為替差益	506	
その他	89	595
営業外費用		
ビットコイン評価損	102,188	
株式交付費償却	418	
その他	418	103,025
経常損失		△96,141
税金等調整前当期純損失		△96,141
法人税、住民税及び事業税	407	
法人税等調整額	△1,503	△1,095
当期純損失		△95,046
親会社株主に帰属する当期純損失		△95,046

(注) 金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（ 2025年1月1日から  
2025年12月31日まで ）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2025年1月1日残高	0	8,175	9,012	△248	16,939
連結会計年度中の変動額					
減 資	△258,502	258,502			-
新 株 の 発 行	258,502	258,502			517,004
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			△95,046		△95,046
自己株式の取得				△18	△18
自己株式の処分		239		259	498
連結除外による利益剰 余金の減少額（△）			△152		△152
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
連結会計年度中 の変 動 額 合 計	-	517,243	△95,199	241	422,285
2025年12月31日残高	0	525,419	△86,186	△7	439,225

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
2025年1月1日残高	-	-	26	16,965
連結会計年度中の変動額				
減 資				-
新 株 の 発 行				517,004
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）				△95,046
自己株式の取得				△18
自己株式の処分				498
連結除外による利益剰 余金の減少額（△）				△152
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	19,303	19,303	37	19,341
連結会計年度中 の変 動 額 合 計	19,303	19,303	37	441,626
2025年12月31日残高	19,303	19,303	63	458,592

（注）金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

【継続企業の前提に関する注記】

該当事項はありません。

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社数	6社
連結子会社の名称	Metaplanet Holdings Inc. Metaplanet Treasury Corporation Metaplanet Income Corp. Metaplanet Capital Limited ビットコインジャパン株式会社 ウエン東京株式会社

(2) 連結の範囲変更

Metaplanet Holdings Inc.  
Metaplanet Treasury Corporation  
Metaplanet Income Corp.  
Metaplanet Capital Limited  
ビットコインジャパン株式会社  
当連結会計年度において上記5社を新たに設立し連結子会社としております。  
チェーン那覇匿名組合  
重要性が乏しくなったことから、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。  
株式会社メタマーケット  
当連結会計年度に清算終了をしたことに伴い、連結の範囲から除外しております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ・ 有価証券
- その他有価証券
- 市場価格のない株式等
- 移動平均法による原価法によっております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産                   定率法（1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。  
  なお、主な耐用年数は以下のとおりです。  
  建物及び構築物…………… 2～15年  
  その他…………… 4～10年
- ② 無形固定資産                   定額法を採用しております。

##### (3) 収益及び費用の計上基準

当社グループの収益および費用の計上基準は、事業ごとの特性に応じて適切に定めております。主要な事業ごとの計上基準は以下のとおりであります。

###### ① ビットコイン関連事業

ビットコインデリバティブ取引によるオプション料は「ビットコインデリバティブに係る受取オプション料」として収益計上しております。オプション料は、オプションプレミアムの受領時または契約条件に基づく適切な時点で計上いたします。一方、当該取引に関連する費用については、発生時に費用として認識いたします。

また、トレーディング目的で実行したビットコインデリバティブ取引は、決済損益を「ビットコインデリバティブ実現損益」として収益計上しております。

###### ② ホテル事業

当社グループは、主に宿泊及びこれに付随するホテルサービスを国内外の顧客に対して提供しており、顧客にサービスを提供した時点及び商品を引き渡した時点でこれらの履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は3年間の定額法によって償却しております。

② 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付見込額に基づき当連結会計年度末に発生していると認められる額を計上しております。

③ 重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、当連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

【会計方針の変更に関する注記】

該当事項はありません。

**【表示方法の変更に関する注記】**

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで独立掲記しておりました「流動資産」の「原材料及び貯蔵品」(前連結会計年度0百万円)は、重要性が乏しいため、当連結会計年度より「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで「売上高」としていた当該科目名を「ビットコインデリバティブ実現損益」、「ビットコインデリバティブに係る受取オプション料」、「その他ビットコイン関連売上」及び「ホテル売上」と科目を変更したため、「ビットコインデリバティブに係る受取オプション料」(前連結会計年度691百万円)、「ホテル売上」(前連結会計年度370百万円)として組み替えております。

前連結会計年度まで「営業外収益」の「その他」に含めていた「為替差益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた193百万円は、「為替差益」190百万円、「その他」3百万円として組み替えております。

**【会計上の見積りに関する注記】**

該当事項はありません。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

ビットコイン	68,385百万円
合計	68,385百万円

②担保にかかわる債務

短期借入金	43,836百万円
合計	43,836百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 291百万円

3. クレジット・ファシリティ契約

当社グループは、ビットコイン関連事業に関する資金調達を行うため、借入先との間でクレジット・ファシリティ契約を締結いたしました。

当該契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

融資枠の総額	78,280百万円
借入実行残高	43,836百万円
差引額	34,443百万円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	36,268,334	1,106,006,006	—	1,142,274,340
B種優先株式	—	23,610,000	—	23,610,000
合計	36,268,334	1,129,616,006	—	1,165,884,340
自己株式				
普通株式	95,798	27,413	96,900	26,311
合計	95,798	27,413	96,900	26,311

- (注) 1. 2024年11月28日付取締役会決議、2024年12月16日発行の第三者割当により発行された第12回新株予約権（行使価額修正条項付）を、2025年1月6日の行使により、これに伴い発行済株式総数が2,900,000株増加しております。
2. 2025年1月28日付取締役会決議、2025年2月17日発行の第三者割当による第13回乃至第17回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）を、2025年2月18日から2025年3月31日の行使により、これに伴い発行済株式総数が6,822,300株増加しております。
3. 2025年2月18日開催の取締役会において、株式分割に係る議案が承認可決されており、株式分割の効力発生日（2025年4月1日）をもって1株を10株に株式分割を行っております。これに伴い発行済株式総数が413,915,706株増加しております。
4. 2025年1月28日付取締役会決議、2025年2月17日発行の第三者割当による第13回乃至第17回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）を、2025年4月1日から2025年

- 5月19日の行使により、これに伴い発行済株式総数が140,808,000株増加しております。
5. 2025年6月6日付取締役会決議、2025年6月23日発行の第三者割当による第20回乃至第22回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）を、2025年6月24日から2025年10月6日の行使により、これに伴い発行済株式総数が156,560,000株増加しております。
  6. 2025年8月27日付取締役会決議した、海外募集による新株式の2025年9月16日払込期日、2025年9月17日買取引受渡しにより、これに伴い発行済株式総数が385,000,000株増加しております。
  7. 2025年11月20日付取締役会決議、2025年12月22日開催の臨時株主総会で決議した、B種優先株式発行の2025年12月29日払込期日、同日買取引受渡しにより、これに伴いB種優先株式発行済株式総数が23,610,000株増加しております。
  8. 単元未満株式の買い取りにより、自己株式が減少しております。

## 2. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			
		当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末
第10回新株予約権 (2023年2月8日発行)	普通株式	46,000,000	—	—	46,000,000
第12回新株予約権 (2024年11月28日発行) (注)2、3	普通株式	29,000,000	—	29,000,000	—
第13回乃至第17回新株予約権 (行使価額修正条項付及び行使停止条項付) (2025年2月17日発行) (注)2、3	普通株式	—	210,000,000	210,000,000	—
第18回新株予約権 (2025年4月28日発行)	普通株式	—	4,575,000	—	4,575,000
第19回新株予約権 (2025年5月26日発行)	普通株式	—	3,600,000	—	3,600,000
第20回乃至第22回新株予約権 (行使価額修正条項付及び行使停止条項付) (2025年6月23日発行) (注)3	普通株式	—	555,000,000	555,000,000	—
第23回及び第24回新株予約権 (行使価額修正条項付及び行使停止条項付) (2025年12月8日発行)	普通株式	—	210,000,000	—	210,000,000
合計	—	75,000,000	983,175,000	794,000,000	264,175,000

- (注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。
2. 2025年2月18日開催の取締役会において、株式分割に係る議案が承認可決されており、株式分割の効力発生日(2025年4月1日)をもって1株を10株に株式分割を行ったため、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、目的となる株式の数を算出しております。
  3. 目的となる株式の数の変動事由の概要

第12回、第13回新株予約権の減少は権利行使によるものであります。  
 第13回乃至第17回、第18回、第19回、第20回乃至第22回、第23回乃至第24回新株予約権の増加は、発行によるものであります。  
 第20回乃至第22回新株予約権の減少は権利行使のよる減少156,560,000株と新株予約権の取得償却による減少398,440,000株によるものであります。

### 3. 剰余金の配当に関する事項

#### ①配当金支払額等

該当事項はありません。

#### ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額	基準日	効力発生日
2026年1月27日 取締役会	B種優先株式	資本剰余金	9	0円40銭	2025年12月31日	2026年1月31日

#### 4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 264,175,000株

### 【金融商品に関する注記】

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主にビットコイン関連事業遂行のための、必要な資金を新株発行、社債、借入（クレジット・ファシリティ契約）により調達しております。デリバティブについては、ビットコイン関連のデリバティブを行い、ビットコインに関連しないデリバティブは金利や為替変動リスクを回避する目的以外で投機的な取引を行わない方針であります。

営業債権である売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、適切な債権管理を実施する体制としております。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、「現金及び預金」、「売掛金」及び「短期借入金」については、現金であること、または短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	当連結会計年度
非上場株式	73

#### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
該当事項はありません。
- (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債  
該当事項はありません。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額 382円82銭

1株当たり当期純損失(△) △131円34銭

- (注) 1. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失金額を計上しているため記載しておりません。
2. 2025年2月18日開催の取締役会において、株式分割に係る議案が承認可決されており、株式分割の効力発生日(2025年4月1日)をもって1株を10株に株式分割を行ったため、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失(△)を算出しております。

【収益認識に関する注記】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】4. 会計方針に関する事項 (3)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

【その他の注記】

(金額表示単位の変更)

当社の連結計算書類及び計算書類に掲記される科目、その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当連結会計年度及び当事業年度より百万円単位で記載することに変更しております。なお、比較を容易にするため、前連結会計年度及び前事業年度についても百万円単位に組替え表示しております。

【重要な後発事象】

(第三者割当による新株式及び第25回新株予約権の買取契約の締結)

当社は、2026年1月29日(以下「発行決議日」といいます。)付の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による当社普通株式(以下「本株式」といいます。)及び第25回新株予約権(以下「本新株予約権」といい、本株式とあわせて、以下個別に又は総称して、「本証券」といいます。)の発行並びに同日付の本証券に係る買取契約(以下「本買取契約」といいます。)の締結を決議いたしました。

なお、2026年2月13日付で第三者割当による新株式及び第25回新株予約権の全額払込を受けております。

募集の概要

<本株式発行の概要>

(1)	払込期日	2026年2月13日	
(2)	発行新株式数	普通株式24,529,000株	
(3)	発行価額	1株当たり499円	
(4)	調達資金の額	12,239,971,000円	
(5)	募集又は割当方法	第三者割当の方法による(海外募集)	
(6)	割当先	Anson Opportunities Master Fund LP	1,533,100株
		Anson Investments Master Fund LP	3,449,400株
		Anson East Master Fund LP	1,149,800株
		Alyeska Master Fund, LP	6,132,300株
		Brookdale Global Opportunity Fund	2,759,500株
		Brookdale International Partners, L.P.	1,839,700株
		Walleye Opportunities Master Fund Ltd.	671,500株
		Athos Asia Event Driven Master Fund	2,689,600株
		FMAP ACL Limited	1,790,000株
		New Holland Tactical Alpha Fund LP	230,600株
		BlueHarbour MAP I LP	750,600株
		BB Special Opportunities Fund Ltd	613,200株
		Inicio Master SPC-Segregated Portfolio A	306,500株
		Eagle Harbor Multi-Strategy Master Fund Limited	613,200株
(7)	その他	<p>本買取契約において、割当予定先への割当を予定する本証券の発行については、下記事項を満たしていること等を条件とする旨が定められています。</p> <p>本買取契約に定める当社の表明保証が真実かつ正確であり、当社が本買取契約に定める誓約事項を遵守していること</p> <p>当社が本買取契約に違反していないこと</p> <p>本証券の発行を制限又は禁止する司法機関又は行政機関に係属中の申立て、訴訟又は手続きがないこと</p>	

		本証券の発行を制限又は禁止する司法機関又は行政機関の判断がなされておらず、かつ、その具体的なおそれもないこと 独占禁止法その他の法令又は規則に基づき本証券の発行に必要な同意、認可、命令、承認、決定、待機期間の満了若しくは終了又は宣言は全て取得されていること
--	--	---

<本新株予約権発行の概要>

(1)	割当日	2026年2月13日	
(2)	発行新株予約権数	159,440個	
(3)	発行価額	総額83,387,120円（本新株予約権1個当たり523円）	
(4)	当該発行による潜在株式数	潜在株式数：普通株式15,944,000株（本新株予約権1個につき100株） 行使価額の修正は行われません。	
(5)	調達資金の額	8,804,755,120円（注）	
(6)	行使価額及び行使価額の修正条件	行使価額547円 行使価額の修正は行われません。	
(7)	行使期間	2026年2月16日から2027年2月15日まで	
(8)	募集又は割当方法	第三者割当の方法による（海外募集）	
(9)	割当先	Anson Opportunities Master Fund LP	9,965個
		Anson Investments Master Fund LP	22,421個
		Anson East Master Fund LP	7,474個
		Alyeska Master Fund, LP	39,860個
		Brookdale Global Opportunity Fund	17,937個
		Brookdale International Partners, L.P.	11,958個
		Walleye Opportunities Master Fund Ltd.	4,365個
		Athos Asia Event Driven Master Fund	17,483個
		FMAP ACL Limited	11,635個
		New Holland Tactical Alpha Fund LP	1,499個
		BlueHarbour MAP I LP	4,878個
		BB Special Opportunities Fund Ltd	3,986個
		Inicio Master SPC - Segregated Portfolio A	1,993個
		Eagle Harbor Multi-Strategy Master Fund Limited	3,986個
(10)	その他	本買取契約においては、本証券の発行について、上記「<本株式発行の概要>（7）その他」に記載の内容が定められています。 また、本買取契約においては、本新株予約権の譲渡に	

		は、当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。
--	--	------------------------------

(注) 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

(クレジット・ファシリティ契約に基づく借入実行)

当社は、2025年10月28日に開示いたしましたクレジット・ファシリティ契約に基づき、下記のとおり借入れ（以下「本借入」といいます。）を実行いたしました。

※ クレジット・ファシリティ契約に基づく借入実行について

(1) 借入の概要

借入先	相手先のご意向により非開示とさせていただきます
借入金額	75百万米ドル
借入実行日	2026年1月30日
支払金利	基準米ドル金利＋スプレッド
借入期間	日々自動更新
返済方法	当社の裁量により、いつでも返済が可能です
担保・保証の有無	当社保有ビットコインを担保として差し入れております (注)

(注) 1. 一般的に、BTCを担保として借入を行った場合、借入期間中にビットコイン価格が下落すると、追加のビットコインを担保として差し入れる必要が生じる可能性があります。しかしながら、当社の場合は、借入時点で35,102BTCを保有しており、本借入に対する保有ビットコインの規模は十分に大きいため、担保としての余力は十分に維持できるものと見込んでおります。また、当社はビットコイン価格が大幅に下落する局面においても、担保余力を十分に維持できる範囲内でのみ借入を実行する方針としており、過度なレバレッジを取ることのない、保守的な財務運営を徹底しております。

2. クレジット・ファシリティの借入上限枠は500百万米ドルですが、本借入を含め、355百万米ドルを引き出しております。

## 8. 計算書類

## 貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>【流動資産】</b>	<b>【19,149】</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>【1,266】</b>
現金及び預金	2,413	未払金	1,186
未収入金	28	未払費用	15
関係会社立替金	4	未払法人税等	1
短期貸付金	16,441	預り金	41
前払費用	79	その他	23
預け金	23	<b>【固定負債】</b>	<b>【845】</b>
その他	160	繰延税金負債	454
<b>【固定資産】</b>	<b>【508,056】</b>	その他	391
(有形固定資産)	(4)	負債合計	2,112
工具器具備品	6	純資産の部	
減価償却累計額	△2	<b>【株主資本】</b>	<b>【528,028】</b>
(無形固定資産)	(1,512)	(資本金)	(0)
その他	1,512	(資本剰余金)	(529,841)
(投資その他の資産)	(506,539)	その他資本剰余金	529,841
ビットコイン	138,338	(利益剰余金)	(△1,805)
投資有価証券	73	利益準備金	5
関係会社株式	367,628	その他利益剰余金	△1,811
長期貸付金	480	繰越利益剰余金	△1,811
差入敷金保証金	17	(自己株式)	(△7)
長期前払費用	0	<b>【新株予約権】</b>	<b>【63】</b>
<b>【繰延資産】</b>	<b>【2,997】</b>	純資産合計	528,092
株式交付費	2,997	負債・純資産合計	530,204
資産合計	530,204		

(注) 金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

( 2025年1月1日から  
2025年12月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,260
売 上 原 価		22
売 上 総 利 益		3,238
販売費及び一般管理費		2,262
営 業 利 益		975
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	200	
為 替 差 益	538	
そ の 他	21	760
営 業 外 費 用		
ビ ッ ト コ イ ン 評 価 損	8,548	
そ の 他	516	9,065
経 常 損 失		△7,328
税 引 前 当 期 純 損 失		△7,328
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1	
法 人 税 等 調 整 額	△1,503	△1,502
当 期 純 損 失		△5,826

(注) 金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

( 2025年1月1日から  
2025年12月31日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金
2025年1月1日残高	0	7,664	4,934	5	4,014
事業年度中の変動額					
減 資	△258,502		258,502		
資本準備金の取崩		△266,166	266,166		
新株の発行	258,502	258,502			
当期純損失(△)					△5,826
自己株式の取得					
自己株式の処分			239		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	-	△7,664	524,907	-	△5,826
2025年12月31日残高	0	-	529,841	5	△1,811

(単位：百万円)

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
2025年1月1日残高	△248	16,370	26	16,396
事業年度中の変動額				
減 資		-		-
資本準備金の取崩		-		-
新株の発行		517,004		517,004
当期純損失(△)		△5,826		△5,826
自己株式の取得	△18	△18		△18
自己株式の処分	259	498		498
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			37	37
事業年度中の変動額合計	241	511,658	37	511,695
2025年12月31日残高	△7	528,028	63	528,092

(注) 金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

【継続企業の前提に関する注記】

該当事項はありません。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具器具備品 4～5年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

3. 収益及び費用の計上基準

ビットコイン関連事業

連結計算書類の「注記事項【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】4. 会計方針に関する事項（3）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は3年間の定額法によって償却しております。

【会計方針の変更に関する注記】

該当事項はありません。

【表示方法の変更に関する注記】

(損益計算書)

前事業年度まで「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取利息」及び「為替差益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた199百万円は、「受取利息」0百万円、「為替差益」190百万円及び「その他」9百万円として組み替えております。

前事業年度まで独立掲記しておりました「営業外費用」の「支払利息」（前事業年度1百万円）及び「株式交付費償却」（前事業年度6百万円）及び「貸倒引当金繰入額」（前事業年度0百万円）は、重要性が乏しいため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

【重要な会計上の見積りに関する注記】

(関係会社投融資の評価に関する会計上の見積り)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

短期貸付金	16,266百万円
関係会社株式	367,628百万円
長期貸付金	480百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

関係会社株式については、その実質価額が取得価額に比べ著しく下落した場合、将来事業計画等により回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行っております。また、関係会社に対する貸付金については、対象会社の財政状態及び経営成績の状況等を総合的に勘案し算出した回収不能見込額に対し、貸倒引当金を設定しております。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

ビットコイン関連事業については、回復可能性及び回収可能性の判断にあたり、ビットコインの価格変動性（ボラティリティ）及び将来事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを勘案のうえ策定しております。当該将来事業計画における主要な仮定は、評価対象会社がデリバティブ取引に使用可能な資金規模や受取オプション料の過去実績等を勘案のうえ策定しております。

ホテル事業については、回復可能性及び回収可能性の判断にあたり、将来事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを使用しております。当該将来事業計画における主要な仮定は、評価対象会社が運営するホテルの想定客室単価並びに想定客室稼働率ホテル、各ホテルの過去実績や業界動向等を勘案の上策定しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りは、当事業年度末時点で入手可能な情報に基づいており、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社投融資の評価金額に重要な影響を与える可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額	2百万円
2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
短期金銭債権	16,460百万円
長期金銭債権	480百万円
短期金銭債務	5百万円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高	
営業取引（収入分）	30百万円
営業外取引（収入分）	198百万円
営業外取引（支出分）	75百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数  
 普通株式 26,311株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
貸倒引当金	129百万円
投資有価証券評価損	46百万円
繰越欠損金	5,561百万円
その他	5百万円
繰延税金資産小計	5,743百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△5,561百万円
評価性引当額（その他）	△181百万円
繰延税金資産合計	1百万円
(繰延税金負債)	
ビットコイン評価益	454百万円
繰延税金負債合計	454百万円
繰延税金資産の純額	△454百万円

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円) (注) 1	科目	期末残高(百万円)
主要株主 (注) 2	EVO FUND	ケイマン諸島	払込資本金：1米ドル 純資産：約241百万米ドル	投資業	(被所有)直接(一) (注) 2	-	社債の発行	96,379	-	-
							社債の償還	108,161		
							利息の支払 (注) 1	3	-	-
							新株予約権の行使 (注) 3、4	290,400		

- (注) 1. 市場金利を勘案し、両者協議の上設定されています。
2. 期末時点では全株式を売却しており議決権の所有割合は0.0%であります。しかしながら、期中の新株予約権の付与及び行使の状況を鑑みて、当該関連当事者の種類に記載しております。
3. 新株予約権の行使は、当社が発行した第12回新株予約権を引き受けたもの、第13回乃至第17回新株予約権を引き受けたもの、第20回乃至第22回新株予約権を引き受けたものであります。いずれも行使価額修正条項が付されており、当初権利行使価額その後の株価変動により修正がされます。なお当初権利行使価額は、独立した第三者機関により算定された価額を基礎として協議の上、合理的に決定しております。
4. 上記、資本金又は出資金の額は、第23回及び第24回新株予約権の発行時に取得した情報を基に記載しております。

2. 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Metaplanet Holdings Inc.	アメリカフロリダ州	2,494 (百万USD)	ビットコイン 関連事業	(所有)直接 100.0	経営管理	出資の引受 (注) 2	367,616	-	-
子会社	Metaplanet Income Corp.	アメリカフロリダ州	82,835 (百万USD)	ビットコイン 関連事業	(所有)間接 100.0	経営管理	資金の貸付	11,482	-	-
							資金の回収	11,482	-	-
							資金の借入	8,073	-	-
							資金の返済	8,073	-	-
							利息の受取 (注) 1	22	-	-
利息の支払 (注) 1	69	-	-							
子会社	Metaplanet Capital Limited	イギリス領バージン諸島	0 (百万USD)	ビットコイン 関連事業	(所有)直接 100.0	経営管理	資金の貸付	19,950	短期貸付金	16,370
							資金の回収	3,942		
							利息の受取 (注) 1	171	-	-

- (注) 1. 市場金利を勘案し、両者協議の上設定されています。

2. 出資の引受については、Metaplanet Holdings Inc. の設立時において議決権の100%を直接所有していたMetaplanet Treasury Corporationの株式を現物出資した額が含まれておりません。

**【1株当たり情報に関する注記】**

1株当たり純資産額	443円67銭
1株当たり当期純損失(△)	△8円05銭

- (注) 1. 2025年12月期通期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失金額を計上しているため記載しておりません。
2. 当社は、2025年2月18日開催の取締役会において、株式分割に係る議案が承認可決されており、株式分割の効力発生日(2025年4月1日)をもって1株を10株に株式分割を行ったため、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純損失(△)を算出しております。

**【収益認識に関する注記】**

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「【重要な会計方針に係る事項に関する注記】3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

**【重要な後発事象】**

連結計算書類の「注記事項【重要な後発事象】」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 9. 監査報告書

### 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

# 独立監査人の監査報告書

2026年3月2日

株式会社メタプラネット

取締役会 御中

監査法人やまぶき

東京事務所

指定社員 公認会計士 西岡 朋晃  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 内海 慎太郎  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メタプラネットの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メタプラネット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2026年3月2日

株式会社メタブラネット  
取締役会 御中

監査法人やまぶき  
東京事務所  
指 定 社 員 公認会計士 西 岡 朋 晃  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 内 海 慎 太 郎  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メタブラネットの2025年1月1日から2025年12月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任  
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会に出席し、取締役及び使用人等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年3月2日

株式会社メタブラネット 監査役会  
常勤監査役（社外監査役） 高桑 昌也 ㊟  
社外監査役 大橋 俊明 ㊟  
社外監査役 保田 志徳 ㊟

以 上